

社会福祉法人 明光会 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 8月 1日～令和10年 7月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員：取得率50%以上 女性職員：取得率90%以上

<対策>

- 令和 7年 8月～ 各事業所における業務カバー体制（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）や、育児休業取得者への情報提供を継続する
- 令和 7年 9月～ 育児休業など各種制度についてリーフレットを作成、配布し、全職員への制度の周知と、休業への不安軽減を図る
- 令和 7年 9月～ 管理職に対して仕事と育児・介護の両立のための情報提供および研修を実施する

目標2：全職員1人あたりの所定外労働時間の平均を毎月25時間未満とする。

<対策>

- 令和 7年 8月～ 所定外労働時間の要因分析を行い、フローシートの整備やスポット職員の配置等による所定外労働時間の削減を図る

目標3：育児・介護のための短時間勤務制度において、勤務時間数などの見直しを行う。

<対策>

- 令和 7年 9月 現行制度の見直し
- 令和 7年10月 改善策の提案

目標4：年次有給休暇の付与日数10日以上職員が、6日以上取得する。

<対策>

- 各年 4月 有給休暇の取得状況を取りまとめる
- 各年12月 取得日数の少ない職員へ管理職から啓発活動を行う
- 各年12月 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する

【女性の活躍の現状に関する情報公開】

管理職に占める女性の割合：55.5%

令和 7年 4月 1日現在